

様式第3号(第11条関係)

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市食育推進会議		
設置目的	食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、本市における食育の推進に関し必要な事項を審議するため		
設置根拠等	佐伯市食育推進会議条例		
設置年月日	平成20年12月26日	委員数	25人以内
審議事項等	<p>(1) 法第18条第1項に規定する本市の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進及び食のまちづくりに関する重要事項について審議し、並びに食育の推進及び食のまちづくりに関する施策の実施を推進すること。</p>		
事務局担当課名	ブランド推進課 電話番号 (0972) 22-4673 内線 236		
備考			